

論告メモ

(検察官) 検察官の意見は次のとおりです。

(検察官) 被告人が、犯人であることは以下に述べる理由から、明らかです。

まず、第 1 に、被告人が持っていたお金は、被害者から奪われた金と同一性が認められます。その理由は、

(金の同一性)

まず、被告人が持っていたお金は、被害者が奪われた金額と同じ 5 万 5 , 0 0 0 円であり、

「 1 万円札 4 枚 , 5 千円札 3 枚 」というお札の種類まで同じです。

また、被告人が持っていた 1 万円札に開いていた「 2 つの穴 」は、その穴と穴の間隔、それぞれの穴の直径、位置などが、被害者が奪われた金が入っていた封筒に残されていた「 ホッチキスの針の跡 」と一致します。

さらに、被告人は、財布を持っていたにもかかわらず、5 万 5 , 0 0 0 円もの大金を裸でポケットに入れていたのであって、不自然と言えます。

(検察官) 第 2 に、被害者が、犯人について供述する「 白っぽい長袖シャツを着た若い男 」という特徴に、被告人は一致しています。

(検察官) また、被告人が逮捕されたのは、奪われた巾着等が捨てられていた場所からわずか 5 0 0 メートルしか離れていない場所でしたし、被告人には、決まった仕事がなく、収入が不安定だったから、お金を目当てに事件を起こしても不思議ではありません。

(検察官) さらに、被告人は、訪ねようとした友達の名前や住所、金を貸した相手の名前を知らないと言ったり、金を貸した相手を被告人に紹介したという親友の名前を言えないなど、「 あいまい 」な説明しかできておらず、被告人の供述は、信用性に欠けるものです。

(検察官) 以上から、被告人が本件犯人であることに間違いありません。

弁論メモ

(弁護人) 弁護人の意見は次のとおりです。

(弁護人) 被告人は、犯人ではなく、無罪です。

(供述の一貫性)

被告人は、裁判の前から「自分は犯人ではなく、事件の現場を歩いていない。」と一貫して供述してきました。

(指紋の不存在)

被害者が犯人に奪い取られた巾着袋や封筒には、被告人の指紋が付いていません。これは、被告人が巾着袋や封筒に触っていないことを裏付けます。

(弁護人) 検察官が指摘する証拠も、被告人が犯人であることを裏付けるものではありません。

(目撃者の曖昧さ)

被害者は、犯人の顔を見たわけではなく、犯人は、「白っぽい長袖シャツを着た若い男」だったと言いますが、そのような男は被告人以外にもたくさんいます。

(事件現場からの距離)

また、被告人が逮捕されたのは、事件の発生から 20 分も後であり、その場所も、事件が起きた現場から 2 キロも離れているところであり、被告人が事件現場にいたことの裏付けにはなりません。

(所持していた現金)

被告人は、持っていた現金について、「事件の 2 日前に友人から返してもらったもの」と一貫して供述してきました。

他方、被害者の息子は、過去に家賃をどのようなお札の組合せで払っていたか、一つ一つは覚えてはいないと供述しました。そうすると、事件当時に持っていた現金が本当に 1 万円札 4 枚と 5 千円札 3 枚であったのか、疑問が残ります。

(弁護人) 以上のとおり、被告人が犯人であるとするには、合理的な疑いが残りますので、被告人は無罪です。